破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４０５号
札幌市南区北ノ沢３丁目３番８号
破産者　矢島　　建
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４１号
宮城県塩竈市字伊保石40番地１　応急仮設住宅７－２
破産者　今野　瑞穂
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２５号
仙台市若林区新寺３丁目２番32―502号
破産者　飯田　　一
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
福島県いわき市大久町小久字柳沢19番地、居所福島県いわき市小名浜住吉字飯塚21番地の２　丹野住宅１号棟
破産者　益子　和久
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３９７号
相模原市中央区田名2753番地27
破産者　吉崎　篤夫
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０２号
愛知県名古屋市港区木場町２番地の26　センチュリースクエア木場501号、開始決定時の住所愛知県名古屋市港区津金２丁目14番25号ニューコーポ東海橋205号
破産者　紅林商店こと　紅林　弘則
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４５号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目82番地の１　オーキッドマンション笠寺702号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町宝１丁目162番地
破産者　藤井　浩一（旧姓高瀬）
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８２号
東京都品川区東五反田２丁目16番１―1302号、従前の住所名古屋市中区金山１丁目15番３号　アルバックスタワー金山駅前1603号
破産者　小栗　　弘
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６６９号
大阪府高槻市桜ケ丘北町15―25　Ａ303、住民票上の住所大阪府高槻市塚原２丁目16番３号
破産者　勘定　　茂
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟102号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目７番９号
破産者　熊本　卓爾
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
岡山県倉敷市阿知２丁目11番11号
破産者　佐分利恭子
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
岡山県倉敷市阿知２丁目11番11号
破産者　井垣　江美
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
福岡県久留米市荒木町荒木823番地
破産者　福山　　茂
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８０号
北海道登別市幌別町８丁目12番地　幌別東団地75Ｒ６―305
破産者　川村　文恵
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
仙台市青葉区錦ケ丘８丁目23番地の16
破産者　渡邉　修宏
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
宮城県名取市杜せきのした１丁目８番地の３　Ｒｅ・ＥＡＲＴＨの杜はな303号、従前の住所仙台市若林区霞目２丁目31番５号
破産者　岩渕　幸子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
滋賀県守山市今浜町2620番地99　琵琶湖アーバンリゾートＩ番館733号、開始決定時の住所滋賀県守山市吉身６丁目４番35号
破産者　大西　　勇
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部